

## ○県立美術館協議会の傍聴に関する要領

(平成16.2.10 県立美術館協議会制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の会議の公開に関する指針（平成15年1月30日付け212-605-2号総務部長通知）」に基づき、県立美術館協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の決定)

第2条 傍聴人は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員（記者を除く）は、概ね10人とする。

(傍聴手続)

第4条 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて会議傍聴申込書（別紙様式）に住所、氏名を記載し、会長に申し込むものとする。

2 傍聴の申込は、会議開催予定時刻の10分前を目途に、先着順に定員に達するまで認める。

(傍聴を認めない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

(1) 銃器その他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者

(2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者

ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の心得等の交付等)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人の心得（別紙「傍聴の御案内」）及び会議資料又はその概要を交付する。

(会長の指示)

第7条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成16年2月10日から施行する。

(別紙)

## 傍 聴 の 御 案 内

会議を傍聴される方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議の開催時刻5分前までに、指定の場所に着席すること。
- 2 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 3 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 4 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 5 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 携帯電話等の機器類については、電源を切ること。
- 8 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 9 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただくことがあります。

また、傍聴に関しては「県立美術館協議会の傍聴に関する要領」を定めていますので、閲覧される場合は係員まで申し出てください。